

介護老人保健施設ナーシングホーム和光

●介護老人保健施設 ナーシングホーム和光（福祉の里）

定員 99 名



介護を必要とし在宅での日常生活に不安を抱かれています方に、安心して在宅生活に復帰していただけますよう、医療、看護、リハビリ、介護、栄養ケアなど多職種が連携して、それぞれのご利用者に相応しい個別のサービスを提供いたします。ご利用期間は3カ月を基本としますが、入所期間の延長や短縮のご相談も承ります。



●短期入所療養介護（ショートステイ）

介護者が病気やけが、冠婚葬祭、旅行などで介護ができない場合などにご利用いただけます。ご自宅での生活スタイルを尊重し、医療・看護・リハビリ・介護のサービスを提供いたします。

※「福祉の里パンフレット」から抜粋

住所：和光市新倉 8-23-1

電話：048-468-3355

●介護老人保健施設とは

介護保険施設の一つで、介護保険の被保険者である利用者にサービス提供する「**介護保険施設**」です。

介護保険施設には、＜**介護老人福祉施設（特養）介護老人保健施設（老健）介護医療院介護療養型医療施設**

●平成31年2月1日に、障害福祉サービス「短期入所施設（医療型）」の空床利用型として市が指定。

(参考)

	介護老人福祉施設（特養） （介護保険法第8条第27項）	介護老人保健施設（老健） （介護保険法第8条第28項）	介護医療院 （介護保険法第8条第29項）	介護療養型医療施設 （旧・介護保険法第8条第26項）
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設※新規入所者は原則要介護3以上	要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指し在宅療養支援を行う施設	要介護高齢者の長期療養・生活施設	医療の必要な要介護高齢者のための長期療養施設
定義	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設
施設数 (R4.10)	10,896件	4,221 件	734 件	277 件
医師配置基準	必要数（非常勤可）	1人以上 / 100:1以上	I型：3人以上 / 48:1以上 II型：1人以上 / 100:1以上	3人以上 / 48:1以上
医療法上の位置づけ	居宅等	医療提供施設	医療提供施設	病床
市内施設	福祉の里 「和光苑」	福祉の里 「ナーシングホーム和光」	×	×